

No. 1

自 令和 4 年 3 月 1 日

日間

至 令和 4 年 月 日

令和 4 年

第 1 回

# 四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和4年 第1回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
議案第3号	四国中央市住宅マスタープラン委員会条例の制定について	1
議案第4号	四国中央市事務分掌条例及び四国中央市議会委員会条例の一部を改正する条例について	2
議案第5号	四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について	3
議案第6号	四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第7号	四国中央市特別会計条例の一部を改正する条例について	5
議案第8号	四国中央市基金条例の一部を改正する条例について	6
議案第9号	四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例について	7
議案第10号	四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例について	8
議案第11号	四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第12号	四国中央市消防団条例の一部を改正する条例について	10
議案第13号	令和3年度四国中央市一般会計補正予算（第14号）	11
議案第14号	令和3年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）	12
議案第15号	令和3年度四国中央市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	13

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 16 号	令和3年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	14
議 案 第 17 号	令和4年度四国中央市一般会計予算	—
議 案 第 18 号	令和4年度四国中央市国民健康保険事業特別会計予算	—
議 案 第 19 号	令和4年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計予算	—
議 案 第 20 号	令和4年度四国中央市介護保険事業特別会計予算	—
議 案 第 21 号	令和4年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算	—
議 案 第 22 号	令和4年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算	—
議 案 第 23 号	令和4年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算	—
議 案 第 24 号	令和4年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算	—
議 案 第 25 号	令和4年度四国中央市駐車場事業特別会計予算	—
議 案 第 26 号	令和4年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算	—
議 案 第 27 号	令和4年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計予算	—
議 案 第 28 号	令和4年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算	—
議 案 第 29 号	令和4年度四国中央市水道事業会計予算	15

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 30 号	令和4年度四国中央市工業用水道事業会計予算	16
議 案 第 31 号	令和4年度四国中央市公共下水道事業会計予算	17
議 案 第 32 号	令和4年度四国中央市財産区管理会特別会計予算	18
議 案 第 33 号	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去 工事委託変更契約の締結について	19
議 案 第 34 号	市道路線の認定及び変更について	20
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	21

## 議案第 3 号

四国中央市住宅マスタープラン委員会条例の制定について

四国中央市住宅マスタープラン委員会条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

### 提 案 理 由

本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅施策を推進する住宅マスタープランについて調査審議する四国中央市住宅マスタープラン委員会を設置するため、本条例を制定するものである。



## 四国中央市住宅マスタープラン委員会条例

### (設置)

第1条 本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅施策を推進する四国中央市住宅マスタープラン（以下「住宅マスタープラン」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市住宅マスタープラン委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、住宅マスタープランの策定等に関する必要な事項について調査審議を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 四国中央市自治基本条例（平成19年四国中央市条例第32号）第2条第1号に規定する市民
- (2) 市議会議員
- (3) まちづくりの分野に関し識見を有する者
- (4) 福祉の分野に関し識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住宅マスタープラン担当課で処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。



## 議案第 4 号

四国中央市事務分掌条例及び四国中央市議会委員会条例の一部を改正する条例について

四国中央市事務分掌条例及び四国中央市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市事務分掌条例及び四国中央市議会委員会条例の一部を改正する条例

(四国中央市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市事務分掌条例(平成 16 年四国中央市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「財務部」を「政策部」に改める。

第 2 条第 1 項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 財政に関すること。

第 2 条第 1 項中第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(11) 契約及び入札に関すること。

(12) 工事等検査に関すること。

第 2 条第 2 項中「財務部」を「政策部」に改め、同項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

(1) 総合政策に関すること。

(2) 市政の総合企画に関すること。

(3) 協働のまちづくりに関すること。

第 2 条第 2 項中第 7 号を第 9 号とし、第 4 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 国際交流に関すること。

(5) 消費生活に関すること。

第 2 条第 3 項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号から第 13 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条第 4 項に次の 1 号を加える。

(4) こどもに関すること。

(四国中央市議会委員会条例の一部改正)

第2条 四国中央市議会委員会条例（平成16年四国中央市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「財務部」を「政策部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

組織機構の改革に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

## 議案第 5 号

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例

四国中央市ケーブルネットワーク施設条例（平成 18 年四国中央市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表四国中央市ケーブルネットワーク新宮サブセンターの項中「四国中央市新宮町新宮 461 番地」を「四国中央市新宮町新宮 50 番地及び 461 番地」に改める。

第 10 条第 1 項中「設置する保安器」の次に「又は光回線の終端装置（以下「光回線終端装置」という。）」を、「保安器」の次に「又は光回線終端装置」を加える。

第 14 条第 1 項中「モデム」の次に「、保安器並びに光回線終端装置」を、「次項において」の次に「これらを」を加え、同条第 2 項中「前項の」を削る。

別表第 3 ケーブルテレビの項中「ケーブルテレビ」を「メタルケーブルテレビ」に改め、同表ケーブルテレビの部エコノミーの項及び多チャンネルの項中「ケーブルインターネット」を「メタルケーブルインターネット」に改め、同部の次に次のように加える。

光ケーブルテレビ	エコノミー	2,310 円	
		1,650 円	光ケーブルインターネット及び固定電話加入者の場合
	多チャンネル	4,015 円	
		3,355 円	光ケーブルインターネット及び固定電話加入者の場合
		1,210 円	2 台目以降

別表第 3 ケーブルインターネットの項中「ケーブルインターネット」を「メタルケーブルインターネット」に改め、同表ケーブルインターネットの部ライトの項中「ケーブルテレビ」を「メタルケーブルテレビ」に改め、同部の次に次のように加える。

光ケーブルインターネット	ライト	3,410 円	
		2,860 円	光ケーブルテレビ加入者の場合
	ベーシック	3,850 円	

別表第3注1中「多チャンネルコース月額利用料金」を「ケーブルテレビの月額利用料金」に改め、「専用チューナー」の次に「、保安器及び光回線終端装置」を加え、同表注2中「専用モデム」の次に「、保安器、光回線終端装置」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

光回線によるサービスを導入することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 6 号

四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「を超過して特定職」を「を超過して任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 17 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して育児休業等規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 18 条第 2 項中「第 15 条第 13 号」を「第 15 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 21 条を第 23 条とし、第 20 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 21 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 22 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

非常勤職員に係る育児休業等の取得要件の緩和措置等を講ずるため、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 7 号

四国中央市特別会計条例の一部を改正する条例について

四国中央市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市特別会計条例の一部を改正する条例

四国中央市特別会計条例（平成 16 年四国中央市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の四国中央市特別会計条例に基づく住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和 3 年度の歳入歳出の出納及び決算については、なお従前の例による。

提 案 理 由

住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものである。





## 議案第 8 号

四国中央市基金条例の一部を改正する条例について

四国中央市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市基金条例の一部を改正する条例

四国中央市基金条例（平成 16 年四国中央市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 積立基金中四国中央市知的障害施設太陽の家管理運営基金の項、四国中央市クリーンセンター施設整備基金の項及び四国中央市土居総合体育館管理基金の項を削り、四国中央市地域医療再生基金の項の次に次のように加える。

四国中央市公共施設等総合管理基金	公共施設等の更新、保全、除却その他の管理に関する事業の資金に充てる。
------------------	------------------------------------

別表第 3 中四国中央市知的障害施設太陽の家管理運営基金の項、四国中央市クリーンセンター施設整備基金の項及び四国中央市土居総合体育館管理基金の項を削り、四国中央市地域医療再生基金の項の次に次のように加える。

四国中央市公共施設等総合管理基金	一般会計
------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 積立基金の改正規定（同表四国中央市地域医療再生基金の項の次に次のように加える改正規定を除く。）及び別表第 3 の改正規定（同表四国中央市地域医療再生基金の項の次に次のように加える改正規定を除く。）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

公共施設等を総合的に管理するため、四国中央市公共施設等総合管理基金を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものである。



## 議案第9号

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例について

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例

四国中央市太陽の家条例（平成24年四国中央市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「障害児及び障害者」を「障がい児及び障がい者」に改める。

第2条の表中

「

四国中央市太陽の家（成人部）
----------------

」を「

四国中央市太陽の家北館（成人部）
四国中央市太陽の家南館（成人部）

」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 成人部の利用定員は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 北館 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 生活介護サービスを行う場合 30人

イ 施設入所支援サービスを行う場合 30人

(2) 南館 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 生活介護サービスを行う場合 40人

イ 短所入所サービスを行う場合 1人

ウ 施設入所支援サービスを行う場合 40人

第7条中「30人」を「10人」に改める。

第8条第1号中「障害児」を「障がい児」に、「当該障害児」を「当該障がい児」に改める。

第11条の見出し中「負担金等」を「使用料等」に改め、同条第1項及び第2項中「負担金」を「使用料」に改め、同条第3項中「前2項に規定する負担金等」を「第1項の使用料及び前項の費用」に改める。

第12条の見出し中「負担金等」を「使用料等」に改め、同条中「前条に規定する負担金等」を「使用料等（前条第1項の使用料並びに同条第2項及び第3項に規定する費用をいう。以

下同じ。)に改める。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(管理の代行)

第14条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に太陽の家の管理を行わせることができる。

2 指定管理者に太陽の家の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務を除く。

(1) 第3条及び第6条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 第9条の利用契約に関する業務

(3) 太陽の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、太陽の家の管理に関し市長が必要と認める業務

3 指定管理者に太陽の家の管理を行わせる場合の当該指定管理者の指定の手續等については、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年四国中央市条例第49号）の定めるところによる。

4 第1項の規定により指定管理者に太陽の家の管理を行わせる場合における第9条、第10条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に太陽の家の管理を行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に太陽の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、使用料等の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合において、利用者等は、指定管理者に対して利用料金を納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項、第8条第1号、第11条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

太陽の家の効果的な管理及び運営を図るため、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 10 号

四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例について

四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例

四国中央市子ども若者発達支援センター条例（平成 29 年四国中央市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同条第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

第 18 条の見出し中「負担金等」を「使用料等」に改め、同条中「負担金」を「使用料」に改める。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（審議会）

第 20 条 子ども若者発達支援センターの円滑な運営を図るため、四国中央市子ども若者発達支援センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15 人以内とする。
- 3 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審議会に部会を置くことができる。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 号から第 4 号まで及び第 18 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（四国中央市障害児等福祉審議会条例の廃止）

- 2 四国中央市障害児等福祉審議会条例（平成 27 年四国中央市条例第 2 号）は、廃止する。

提 案 理 由

四国中央市子ども若者発達支援センター運営審議会を設置するため、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 11 号

四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「及び別表第 5」を削る。

第 22 条第 1 項中「又は別表第 5」を削る。

第 24 条第 2 項中「別表第 6」を「別表第 5」に改める。

別表第 4 を削る。

別表第 5 中「第 22 条関係」を「第 20 条、第 22 条関係」に改め、同表を別表第 4 とし、別表第 6 を別表第 5 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

西部廃棄物最終処分場を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。





## 議案第 12 号

四国中央市消防団条例の一部を改正する条例について

四国中央市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市消防団条例の一部を改正する条例

四国中央市消防団条例(平成 20 年四国中央市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項を次のように改める。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第 11 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「の規定を準用する」を「の例による」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

2 消防団員には、別表第 1 に掲げる年額報酬を支給する。

3 消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、別表第 2 に掲げる出動報酬を支給する。

第 12 条第 1 項中「費用弁償として旅費を支給する」を「その費用を弁償する」に改め、同条第 2 項中「の規定により支給する旅費」を「に規定する費用弁償の額」に、「に規定する一般職の職員に支給する旅費の規定を準用する」を「の例による」に改める。

第 15 条中「の規定を準用する」を「の例による」に改める。

第 16 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

別表分団長の項中「60,000 円」を「65,000 円」に改め、同表副分団長の項中「44,000 円」を「49,000 円」に改め、同表部長の項中「36,000 円」を「41,000 円」に改め、同表班長の項中「28,000 円」を「38,000 円」に改め、同表団員の項中「25,100 円」を「36,500 円」に、「12,500 円」を「18,200 円」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第11条関係）

区分	単位	報酬額
災害	8時間以上の従事1日につき	8,000円
	4時間以上8時間未満の従事1日につき	4,000円
	4時間未満の従事1日につき	2,200円
警戒	1日につき	2,200円
訓練	1日につき	2,200円
団長の命による出動（災害、警戒及び訓練に係る出動を除く。）	1日につき	2,200円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

消防団員の処遇を改善するため、消防団員の報酬を見直すことに伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 議案第 13 号

### 令和 3 年度四国中央市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 3 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,242,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,410,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 地方譲与税		369,000	160	369,160
	3 森林環境譲与税	64,000	160	64,160
11 地方交付税		6,054,483	712,233	6,766,716
	1 地方交付税	6,054,483	712,233	6,766,716
13 分担金及び負担金		461,001	△866	460,135
	1 分担金	3,962	△171	3,791
	2 負担金	457,039	△695	456,344
14 使用料及び手数料		590,222	△5,000	585,222
	1 使用料	454,654	△5,000	449,654
15 国庫支出金		9,555,923	△163,861	9,392,062
	1 国庫負担金	4,375,860	△12,385	4,363,475
	2 国庫補助金	5,128,357	△145,248	4,983,109
	3 委託金	51,706	△6,228	45,478
16 県支出金		3,003,793	△222,330	2,781,463
	1 県負担金	1,564,786	16,392	1,581,178
	2 県補助金	1,130,744	△241,322	889,422
	3 委託金	308,263	2,600	310,863
17 財産収入		51,997	2,109	54,106

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 財産運用収入	26,784	2,109	28,893
18 寄附金		462,729	52,000	514,729
	1 寄附金	462,729	52,000	514,729
19 繰入金		883,446	△370,285	513,161
	1 特別会計繰入金	226,000	2,900	228,900
	2 基金繰入金	657,146	△373,185	283,961
20 繰越金		1,246,234	1,977,728	3,223,962
	1 繰越金	1,246,234	1,977,728	3,223,962
21 諸収入		1,071,072	△48,688	1,022,384
	2 市預金利子	20	82	102
	5 雑入	707,913	△48,770	659,143
22 市債		3,956,900	△691,200	3,265,700
	1 市債	3,956,900	△691,200	3,265,700
歳入	合計	44,168,000	1,242,000	45,410,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,315,968	2,135,423	6,451,391
	1 総務管理費	3,750,254	2,142,126	5,892,380
	3 戸籍住民基本台帳費	152,042	2,191	154,233
	4 選挙費	82,965	△8,894	74,071
3 民生費		18,283,395	2,347	18,285,742
	1 社会福祉費	5,339,814	109,193	5,449,007
	2 老人福祉費	3,796,676	△248	3,796,428
	3 児童福祉費	7,773,159	△106,598	7,666,561
4 衛生費		4,012,866	1,497	4,014,363
	1 保健衛生費	2,757,960	1,500	2,759,460
	2 清掃費	1,254,906	△3	1,254,903
6 農林水産業費		1,028,674	△41,040	987,634
	1 農業費	639,129	△31,309	607,820
	2 林業費	257,612	△8,031	249,581
	3 水産業費	131,933	△1,700	130,233
7 商工費		2,433,351	△669,981	1,763,370
	1 商工費	2,433,351	△669,981	1,763,370
8 土木費		3,071,335	3,550	3,074,885

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	285,672	△1,719	283,953
	2 道路橋りょう費	782,990	△7,659	775,331
	4 港湾費	318,282	22,307	340,589
	5 都市計画費	1,406,597	△9,379	1,397,218
9 消防費		1,628,673	△8,200	1,620,473
	1 消防費	1,628,673	△8,200	1,620,473
10 教育費		3,715,229	△171,003	3,544,226
	2 小学校費	948,790	△86,109	862,681
	3 中学校費	503,596	△99,970	403,626
	4 幼稚園費	183,304	229	183,533
	5 社会教育費	700,954	7,579	708,533
	6 保健体育費	952,352	7,268	959,620
11 災害復旧費		226,400	△10,429	215,971
	2 公共土木施設災害復旧費	205,300	△10,429	194,871
14 予備費		58,256	△164	58,092
	1 予備費	58,256	△164	58,092
歳出	合計	44,168,000	1,242,000	45,410,000



## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	福社会館外壁等調査業務	3,223	
		庁舎内案内板改修事業	3,432	
		川之江文化センター外壁等調査業務	3,190	
		土居文化会館外壁等調査業務	3,641	
		川之江文化センター整備事業	6,800	
		土居文化会館整備事業	3,400	
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	3,564	
		戸籍・住基ネットワーク整備事業	11,990	
	3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス等事業継続支援事業	2,000
			住民税非課税世帯等臨時特別給付事業	509,000
3 児童福祉費		保育園整備事業	715	
		子育て世帯臨時特別給付(先行給付金)事業	5,011	
		子育て世帯臨時特別給付事業	10,010	
6 農林水産業費	2 林業費	森林環境整備事業	10,100	

款	項	事業名	金額
			千円
6 農林水産業費	2 林業費	農山漁村地域整備交付金事業	8,000
	3 水産業費	漁港施設整備事業	226
		漁港海岸整備事業	43,068
7 商工費	1 商工費	霧の森整備事業	18,055
		紙のまち資料館 外壁等調査業務	2,326
8 土木費	1 土木管理費	がけ崩れ防災対策事業	20,094
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	100,323
		市単道路改良事業	17,179
		市単道路改良事業 (過疎対策事業分)	12,679
		道路メンテナンス事業	38,927
	4 港湾費	港湾荷役機械整備事業	10,000
	5 都市計画費	宅地耐震化推進事業	7,700
		塩谷・小山線街路改築事業	39,188
		城山公園整備事業	17,902
		江之元地区再開発事業	31,135

款	項	事業名	金額
			千円
8 土木費	6 住宅費	公営住宅管理業務	330
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	49,246
	4 幼稚園費	保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例事業	848
	5 社会教育費	公民館外壁等調査業務	7,579
	6 保健体育費	伊予三島運動公園体育館 外壁等調査業務	5,817
		寒川グラウンド整備事業	45,800
		学校給食施設整備事業	6,303
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	過年度林業用施設 公共災害復旧事業	2,500

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3 民生費	3 児童福祉費	保育士・幼稚園 教諭等処遇改善 臨時特例事業	千円 25,000	千円 30,324
		放課後児童 支援員等処遇改善 臨時特例事業	396	1,583

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
クリンセンター施設整備事業	45,200	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じて繰上償還、償還年限の短縮又は低利償に借換することができる。	38,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
し尿処理施設整備	15,000	同上	同上	同上	10,500	同上	同上	同上
がけ崩れ防災対策	11,800	同上	同上	同上	11,300	同上	同上	同上
小学校施設整備	330,000	同上	同上	同上	280,100	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	千円 165,000	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に際し繰上償還、償還年限の短縮又は低利償に借換することができる。	千円 93,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
現年度道路橋りょう単独災害復旧事業	5,000	同上	同上	同上	5,200	同上	同上	同上
過年度道路橋りょう公共災害復旧事業	58,500	同上	同上	同上	46,300	同上	同上	同上
臨時財政対策債	1,956,500	同上	同上	同上	1,420,400	同上	同上	同上

(廃止)

起債の目的	限度額	備考
社会資本整備 総合交付金事業	千円 7,000	
過年度林業用施設 公共災害復旧事業	2,500	

## 議案第 14 号

令和 3 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		千円 523	千円 △34	千円 489
	1 雑 入	523	△34	489
7 国庫支出金		0	34	34
	1 国庫補助金	0	34	34
歳 入 合 計		81,000	0	81,000



## 議案第 15 号

令和 3 年度四国中央市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度四国中央市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 2,277	千円 1,723	千円 4,000
	1 総務管理費	2,277	1,723	4,000
2 予備費		1,723	△1,723	0
	1 予備費	1,723	△1,723	0
歳 出 合 計		4,889	0	4,889

# 議案第 16 号

## 令和 3 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 3 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,857,000 千円	△10,125 千円	1,846,875 千円
第 1 項 営業収益	1,308,095 千円	△12,079 千円	1,296,016 千円
第 2 項 営業外収益	548,895 千円	1,954 千円	550,849 千円
	支 出		
第 2 款 下水道事業費用	1,806,000 千円	△10,347 千円	1,795,653 千円
第 1 項 営業費用	1,667,899 千円	△9,707 千円	1,658,192 千円
第 2 項 営業外費用	134,024 千円	△640 千円	133,384 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 693,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,540 千円、過年度分損益勘定留保資金 87,814 千円、当年度分損益勘定留保資金 548,895 千円及び繰越利益剰余金処分額 26,751 千円」を「不足する額 691,791 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,566 千円、減債積立金 54,310 千円、過年度分損益勘定留保資金 100,961 千円及び当年度分損益勘定留保資金 509,954 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第 3 款 資本的収入	691,000 千円	33,470 千円	724,470 千円
第 1 項 補助金	324,528 千円	11,850 千円	336,378 千円
第 2 項 企業債	256,100 千円	15,200 千円	271,300 千円
第 5 項 負担金等	7,821 千円	6,420 千円	14,241 千円
	支 出		
第 4 款 資本的支出	1,384,000 千円	32,261 千円	1,416,261 千円
第 1 項 建設改良費	406,013 千円	32,261 千円	438,274 千円

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に次の事項を加える。

事 項	期 間	限 度 額
三島浄化センター改築工事委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	240,000 千円

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	千円 210,100	千円 225,300

第 6 条 予算第 9 条中「97,944 千円」を「87,894 千円」に改める。

第 7 条 予算第 10 条中「226,534 千円」を「216,534 千円」に改める。

令和4年3月1日提出

四国中央市長 篠原 実

# 議案第 29 号

## 令和 4 年度四国中央市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数              | 44,223 件                  |
| (2) 年間総給水量            | 11,203,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量           | 30,693 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主な建設改良事業          |                           |
| ア 中田井配水池系耐震配水本管布設工事   |                           |
| イ 中田井配水池系東部地区配水本管布設工事 |                           |
| ウ 土居地域上水道整備工事         |                           |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	2,301,100 千円
第 1 項 営業収益	1,946,066 千円
第 2 項 営業外収益	355,004 千円
第 3 項 特別利益	30 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	2,233,000 千円
第 1 項 営業費用	2,006,457 千円
第 2 項 営業外費用	221,520 千円
第 3 項 特別損失	480 千円
第 4 項 予備費	4,543 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 820,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 106,025 千円及び過年度分損益勘定留保資金 713,975 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	915,500 千円
第 1 項 補助金	74,000 千円
第 2 項 企業債	685,000 千円
第 3 項 負担金	147,937 千円
第 4 項 工事負担金	8,000 千円
第 5 項 固定資産売却代金	563 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	1,735,500 千円
第 1 項 建設改良費	1,169,923 千円

第2項 企業債償還金	557,920 千円
第3項 負担金	1,580 千円
第4項 予備費	6,077 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中田井浄水場等更新整備・運営事業モニタリング支援業務（その3）	令和4年度から 令和7年度まで	18,000 千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 685,000	証書借入又は証券発行。	年 5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 242,558 千円

(2) 交 際 費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,323千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和4年3月1日提出

四国中央市長 篠原 実

# 議案第 30 号

## 令和 4 年度四国中央市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度四国中央市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

ア 新宮工業用水道	34 工場
イ 柳瀬工業用水道	18 工場
ウ 富郷工業用水道	26 工場

(2) 年間総責任給水量

ア 新宮工業用水道	94,772,250 m <sup>3</sup>
イ 柳瀬工業用水道	76,504,000 m <sup>3</sup>
ウ 富郷工業用水道	38,222,800 m <sup>3</sup>

(3) 一日平均責任給水量

ア 新宮工業用水道	259,650 m <sup>3</sup>
イ 柳瀬工業用水道	209,600 m <sup>3</sup>
ウ 富郷工業用水道	104,720 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第 1 款 新宮工業用水道事業収益	1,073,200 千円
第 1 項 営業収益	1,045,304 千円
第 2 項 営業外収益	27,886 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
第 2 款 柳瀬工業用水道事業収益	204,000 千円
第 1 項 営業収益	202,112 千円
第 2 項 営業外収益	1,878 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
第 3 款 富郷工業用水道事業収益	2,240,800 千円
第 1 項 営業収益	2,118,366 千円
第 2 項 営業外収益	122,424 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
合 計	3,518,000 千円

### 支 出

第 1 款 新宮工業用水道事業費用	741,700 千円
第 1 項 営業費用	674,956 千円

第2項 営業外費用	64,735 千円
第3項 特別損失	110 千円
第4項 予備費	1,899 千円
第2款 柳瀬工業用水道事業費用	142,800 千円
第1項 営業費用	124,171 千円
第2項 営業外費用	16,664 千円
第3項 特別損失	110 千円
第4項 予備費	1,855 千円
第3款 富郷工業用水道事業費用	1,812,500 千円
第1項 営業費用	1,487,896 千円
第2項 営業外費用	322,674 千円
第3項 特別損失	110 千円
第4項 予備費	1,820 千円
合計	2,697,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,070,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 109 千円、減債積立金 48,015 千円、建設改良積立金 3,657 千円、過年度分損益勘定留保資金 275,231 千円及び当年度分損益勘定留保資金 742,988 千円で補てんするものとする。）。

#### 支 出

第1款 資本的支出	1,070,000 千円
第1項 柳瀬工業用水道事業建設改良費	1,200 千円
第2項 企業債償還金	1,066,234 千円
第3項 予備費	2,566 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、800,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	154,134 千円
(2) 交際費	10 千円

令和4年3月1日提出

四国中央市長 篠原 実



# 議案第 31 号

## 令和 4 年度四国中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度四国中央市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	1,501 ha
(2) 年間総処理水量	9,818,500 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	26,900 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
ア 川関雨水ポンプ場整備事業	1 式
イ 三島浄化センター整備事業	1 式
ウ 管渠整備事業	720 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	1,850,000 千円
第 1 項 営業収益	1,272,607 千円
第 2 項 営業外収益	577,383 千円
第 3 項 特別利益	10 千円
支 出	
第 2 款 下水道事業費用	1,817,000 千円
第 1 項 営業費用	1,694,821 千円
第 2 項 営業外費用	118,517 千円
第 3 項 特別損失	100 千円
第 4 項 予備費	3,562 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 685,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,524 千円、過年度分損益勘定留保資金 124,246 千円及び当年度分損益勘定留保資金 536,230 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 3 款 資本的収入	748,000 千円
第 1 項 補助金	321,726 千円
第 2 項 企業債	324,400 千円
第 3 項 他会計出資金	95,266 千円
第 5 項 負担金等	6,608 千円
支 出	
第 4 款 資本的支出	1,433,000 千円
第 1 項 建設改良費	539,375 千円
第 2 項 企業債償還金	891,261 千円

第9項 予備費  
(債務負担行為)

2,364千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川関雨水ポンプ場整備工事	令和5年度	220,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 284,400	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年 5.0 % 以内	1 償還期限 借入年度の翌年度から40年以内 (うち据置5年以内) 2 その他 借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
特別措置債	40,000	同上	同上	同上
合 計	324,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

93,177千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業に助成するため、一般会計から補助を受ける金額は、157,021千円である。

令和4年3月1日提出

四国中央市長 篠原 実

## 議案第 32 号

### 令和 4 年度四国中央市財産区管理会特別会計予算

令和 4 年度四国中央市の財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,971 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市財産区管理会

管理者 四国中央市長 篠原 実



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 55
	1 財産運用収入	55
2 繰越金		5,902
	1 繰越金	5,902
3 諸収入		14
	1 預金利子	7
	2 雑入	7
歳 入	合 計	5,971

歳 出

款	項	金 額
1 財産区管理会運営費		千円 5,326
	1 財産区管理会運営費	5,326
2 諸支出金		45
	1 諸支出金	45
3 予 備 費		600
	1 予 備 費	600
歳 出 合 計		5,971

## 議案第 33 号

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結する。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- 1 委託の目的 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事の内容変更
- 2 委託金額 変更前の委託金額 344,285,000円  
変更後の委託金額 229,939,000円
- 3 契約の相手方 松山市一番町四丁目4番地2  
一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター  
理事長 服部 正

### 提案理由

委託金額に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年四国中央市条例第46号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。





## 議案第 34 号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

### 1 認定する市道路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
16099	寒川駅北線	寒川町	寒川町	
35103	本郷樋の口支線	土居町野田	土居町野田	

### 2 変更する市道路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
3201	本郷樋の口線	土居町野田	土居町津根	
16075	寒川駅東線	寒川町	寒川町	

### 提 案 理 由

市道路線を認定及び変更することに伴い、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。



## 諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市土居町中村 545 番地	鈴木 裕子	昭和 34 年 2 月 23 日	新任

### 提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、鈴木裕子氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。